

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

茨城県の要請で新型コロナ患者の受け入れを始めた守谷慶友病院。待ち受けたのは院内感染と病院やスタッフへの偏見による心ない言動。地域住民の足も遠のき1億8,000万円超の赤字に至ります。

スタッフへの臨時手当のため立ち上げたのがクラウドファンディング。1,000万円の目標に対して、励ましの言葉と共に4,000万円以上が集まりました。

今村明院長はこう語っています。「地域医療を担う病院として、発熱して不安を抱える人に他の病院に行くとはいいたくない」。医療関係者の矜持を見ました。

私の書棚より

○集中戦力は、目先の効率は高めますが、外部環境の変化には弱い。環境変化を自社の成長に取り込むためには、目先の効率をあえて下げ、資本を分散させる戦略も必要です。「稼働率7割」はその一つです。

○個々の製品は重要ではないことをオイルショックで学びました。ヒット商品に頼っていると、製品開発力が弱まり、時代の変化に適応できなくなるというリスクも生じます。それを防ぐのが、仕組みです。

「いかなる時代環境でも
利益を出す仕組み」
大山健太郎著 日経BP

税務アンテナ

□法人が損害保険金で固定資産を取得した場合には、受け取った損害保険金を益金に算入して、取得した固定資産を減額する圧縮記帳により損金に算入します。

個人事業主が損害保険金で固定資産を取得した場合には、受け取った保険金は非課税となり、取得した固定資産は圧縮記帳することなく、減価償却することができます。

ただし、個人事業主が事業で扱う商品や休業補償金など、事業収入や経費を補てんするための損害保険金は収入に計上しなければなりません。

又、除却した固定資産の簿価が損害保険金を超える場合には、その超えた部分の金額は必要経費として認められます。

□消費税の適格請求書等保存方式が令和5年10月1日より導入される予定です。

原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者は課税事業者に限られるため、免税事業者からの請求書では仕入税額控除ができないこととなり、原則課税を採用している取引先が取引を停止することも考えられます。

適格請求書発行事業者の登録申請は、令和3年10月1日から令和5年3月31日のため、免税事業者はその間に判断することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
28日	○12月決算法人の確定申告 ○2年6月決算法人の中間申告(予定申告) ○2年2月、6月、9月決算法人の消費税中間申告(休日につき3月1日)

28日	2月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき26日)
-----	---------------------------------------

今月の贈る言葉『不可能の反対は可能ではない。挑戦だ!』 by ジャッキー・ロビンソン